

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																	
<p>(種別及び金額) 第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 略</p> <p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 公の施設の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">(5) 香川県立 農業大学校 略 技術研修科</td> <td style="text-align: center;">受講料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>就農準備研修（Ⅰ期）</u></td> <td style="text-align: center;">1人につ き1研修</td> <td style="text-align: center;"><u>23,320円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>就農準備研修（Ⅱ期）</u></td> <td style="text-align: center;">1人につ</td> <td style="text-align: center;"><u>23,320円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(4) 略				(5) 香川県立 農業大学校 略 技術研修科	受講料			<u>就農準備研修（Ⅰ期）</u>	1人につ き1研修	<u>23,320円</u>	<u>就農準備研修（Ⅱ期）</u>	1人につ	<u>23,320円</u>	<p>(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p> <p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 公の施設の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">(5) 香川県立 農業大学校 略 技術研修科</td> <td style="text-align: center;">受講料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>就農準備研修</u></td> <td style="text-align: center;">1人につ き1研修</td> <td style="text-align: center;"><u>17,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(4) 略				(5) 香川県立 農業大学校 略 技術研修科	受講料			<u>就農準備研修</u>	1人につ き1研修	<u>17,800円</u>
種別	区分	単位	金額																																															
1 略																																																		
2 公の施設の使用料																																																		
(1)～(4) 略																																																		
(5) 香川県立 農業大学校 略 技術研修科	受講料																																																	
	<u>就農準備研修（Ⅰ期）</u>	1人につ き1研修	<u>23,320円</u>																																															
	<u>就農準備研修（Ⅱ期）</u>	1人につ	<u>23,320円</u>																																															
種別	区分	単位	金額																																															
1 略																																																		
2 公の施設の使用料																																																		
(1)～(4) 略																																																		
(5) 香川県立 農業大学校 略 技術研修科	受講料																																																	
	<u>就農準備研修</u>	1人につ き1研修	<u>17,800円</u>																																															

き1研修

略

(6)～(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～138 略			
139 電気工事士免状書換え手数料		1件	2,700円
140～145 略			
146 液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	略 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	1件	98,000円
147 略			
148 液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料		1件	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
149～419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ブルセラ症検査	1頭1回	720円

略

(6)～(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～138 略			
139 電気工事士免状書換え手数料		1件	2,100円
140～145 略			
146 液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	略 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	1件	11万円
147 略			
148 液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料		1件	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
149～419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ブルセラ症検査	1頭1回	400円

	結核検査 略	1頭1回	770円
421・422 略			
422の2 動物 用生物学的製 剤使用許可申 請手数料	豚熱予防液使用	1頭1回	70円
423～435 略			
436 畜舎建築 利用計画認定 申請手数料		1件	7,000円
436の2 畜舎 建築利用計画 変更認定申請 手数料		1件	7,000円
436の3 認定 畜舎等仮使用 認定申請手 料		1件	6,000円
437～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項の行政書士試験	1件 10,400円
2～5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき11,600円。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年

	結核検査 略	1頭1回	360円
421・422 略			
423～435 略			
436 削除			
437～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項の行政書士試験	1件 7,000円
2～5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき9,300円。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年

<p>丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p>	<p>法律第151号) 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき<u>11,100円</u></p> <p>1件につき<u>10,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>9,800円</u></p> <p>1件につき<u>11,600円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>11,100円</u></p> <p>1件につき<u>11,600円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>11,100円</u></p> <p>1件につき<u>10,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>9,800円</u></p>	<p>丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p>	<p>法律第151号) 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき<u>8,800円</u></p> <p>1件につき<u>8,700円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,200円</u></p> <p>1件につき<u>9,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,800円</u></p> <p>1件につき<u>9,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,800円</u></p> <p>1件につき<u>8,700円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,200円</u></p>
<p>7 高圧ガス保安法第31条第1項の販売主任者試験</p> <p>第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p> <p>第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p>	<p>1件につき<u>9,000円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,500円</u></p> <p>1件につき<u>7,200円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>6,700円</u></p>	<p>7 高圧ガス保安法第31条第1項の販売主任者試験</p> <p>第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p> <p>第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p>	<p>1件につき<u>7,900円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>7,400円</u></p> <p>1件につき<u>6,200円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>5,700円</u></p>
<p>8 液化石油ガスの保安の確保及</p>	<p>1件につき<u>23,200円</u>。ただし、</p>	<p>8 液化石油ガスの保安の確保及</p>	<p>1件につき<u>21,400円</u>。ただし、</p>

び取引の適正化に関する法律第38条の5第1項の液化石油ガス設備士試験	電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき22,700円
------------------------------------	---------------------------------------

9～14 略

15 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	1件	8,200円
--	----	--------

び取引の適正化に関する法律第38条の5第1項の液化石油ガス設備士試験	電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき20,900円
------------------------------------	---------------------------------------

9～14 略

15 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	1件	7,000円
--	----	--------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第8号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例議案

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前								
（占用料及び使用料） 第9条 略					（占用料及び使用料） 第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。								
別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料					別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料								
種別	区分		単位	金額	備考	種別	区分		単位	金額	備考		
1～10	略					1～10	略						
11 港湾環境整備施設使用料	香西地区港湾緑地	パークゴルフ場	パークゴルフ場	1人につき1日	400円	<u>回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。</u>	11 港湾環境整備施設使用料	香西地区港湾緑地	パークゴルフ場	パークゴルフ場	1人につき1日	400円	
		略		略									
		会議室		1時間につき	330円	略			会議室		1室につき午前9時から午後5時まで	2,340円	2室に分割してその一方を利用する場合の使用料は、5割とする。
							1室につき午前9時から正午まで	990円					
							1室につき午後1時から午	1,340円					

		略							

備考
略
2～4 略

						後5時まで			
		略							

備考
略
2～4 略

附 則
この条例は、令和4年5月1日から施行する。

第9号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(手数料の額) 第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納入等) 第4条 略 2 道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下単に「指定講習機関」という。）が行う同条第2項に規定する特定講習を受けようとする者は、別表第7の<u>30</u>の項に定める手数料を、受講の際に、当該指定講習機関に納めなければならない。 3 略</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～7 略</td> </tr> <tr> <td>8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件につき<u>1,600円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">9～17 略</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	区 分	金 額	1～7 略			8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料		1件につき <u>1,600円</u>	9～17 略			<p>(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務 別表第6 (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7 (8)～(12) 略</p> <p>(指定試験機関等への納入等) 第4条 略 2 道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下単に「指定講習機関」という。）が行う同条第2項に規定する特定講習を受けようとする者は、別表第7の<u>29</u>の項に定める手数料を、受講の際に、当該指定講習機関に納めなければならない。 3 略</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～7 略</td> </tr> <tr> <td>8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件につき<u>1,800円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">9～17 略</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	区 分	金 額	1～7 略			8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料		1件につき <u>1,800円</u>	9～17 略		
種 別	区 分	金 額																							
1～7 略																									
8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料		1件につき <u>1,600円</u>																							
9～17 略																									
種 別	区 分	金 額																							
1～7 略																									
8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料		1件につき <u>1,800円</u>																							
9～17 略																									

備考
略

別表第7（第2条関係）

種別	区分	金額
1～18 略		
19 認知機能検査手数料		1件につき1,050円
20 認知機能検査員講習手数料	(1) 認知機能検査の実施方法のみに係る講習	1回につき1,200円
	(2) (1)に掲げる講習以外の講習	1回につき1,450円
21 運転技能検査手数料		1件につき3,550円
22 限定解除審査手数料	略	
23～29 略		
30 講習手数料	(1)～(11) 略	1回につき6,450円
	(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	

備考
略

別表第7（第2条関係）

種別	区分	金額
1～18 略		
19 認知機能検査手数料		1件につき750円
20 認知機能検査員講習手数料	(1) 認知機能検査の実施方法のみに係る講習	1回につき800円
	(2) (1)に掲げる講習以外の講習	1回につき1,400円
21 限定解除審査手数料	略	
22～28 略		
29 講習手数料	(1)～(11) 略	1回につき5,100円
	(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） イ 小型特殊自動車免許以	

イ 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習

1回につき2,900円

外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

(ア) 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして令第43条第1項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習

1回につき7,950円

(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習

1回につき5,100円

ウ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

1回につき5,800円

エ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基

1回につき2,250円

	(13) 略				
	(14) <u>法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u>	<u>1時間につき2,250円</u>			
	(15) <u>法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</u>	略			
31 任意運転者講習手数料	<u>令第37条の6第2号に規定する講習（特定任意講習）</u>	<u>1回につき1,350円</u>			
					<u>づいて行うものを除く。）</u>
					オ <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</u>
					(ア) <u>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして令第43条第1項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習</u>
					(イ) <u>(ア)に掲げる講習以外の講習</u>
					カ <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</u>
				(13) 略	
					<u>1回につき4,450円</u>
					<u>1回につき2,250円</u>
					<u>1回につき2,350円</u>
				(14) <u>法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u>	略
				法第108条の2第2項に規定する講習	
				(1) <u>令第37条の6第2号に</u>	<u>1回につき1,350円</u>

--	--	--

32 略

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、24の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
------	-----	------

略

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

<u>規定する講習（任意運転者講習）</u>	
<u>(2) 令第37条の6の2第1号に規定する講習で、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対するもの（任意高齢者簡易講習）</u>	<u>1時間につき1,800円</u>
<u>(3) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習（チャレンジ講習）</u>	<u>1回につき2,650円</u>

31 略

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
------	-----	------

略

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、26の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
略		
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。		
2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。		

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、25の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
略		
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。		
2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。		

この条例中別表第6の改正規定は令和4年4月1日から、第4条及び別表第7の改正規定は同年5月13日から施行する。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案

(香川県青少年保護育成条例の一部改正)

第1条 香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 青少年 18歳未満の者をいう。</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳未満の者 <u>(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)</u>をいう。</p> <p>(2)～(9) 略</p>

(香川県恩給条例の一部改正)

第2条 香川県恩給条例（昭和29年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(恩給法準用者であった者に対する通算退職年金等の給与)</p> <p>8 略</p> <p><u>(民法の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>9 <u>次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。</u></p> <p>(1) <u>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行の日（次号及び次項において「改正法施行日」という。）の前日において第25条第1項から第3項までの規定による増加恩給について第42条第1項、第</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(恩給法準用者であった者に対する通算退職年金等の給与)</p> <p>8 略</p>

2項、第4項及び第5項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第2項、第4項及び第5項の規定

(2) 改正法施行日の前日において第48条第1項の規定による扶助料について第52条第2項及び第3項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

10 改正法施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている第48条第1項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに第50条及び第57条第1項の規定の適用については、第48条第1項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子」とあるのは「、20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」と、第50条及び第57条第1項第4号中「成年の子」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。

(香川県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 香川県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年香川県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>第10条 香川県恩給条例第52条第1項第1号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に<u>定める額</u>を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族（香川県恩給条例第52条第3項に規定する扶養遺族をいう。次号において同じ。）である子が2人以上ある場合 恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。以下「法律第51号」という。）附則第14条第1項第1号に掲げる額</p> <p>(2) 扶養遺族である子が1人ある場合 法律第51号附則第14条第1項第2号に掲げる額</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>第10条 香川県恩給条例第52条第1項第1号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に<u>掲げる額</u>を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族（香川県恩給条例第52条第3項に規定する扶養遺族をいう。）である子（<u>18歳以上20歳未満の子</u>にあっては、<u>重度障害である者に限る。</u>）が2人以上ある場合 恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。以下「法律第51号」という。）附則第14条第1項第1号に掲げる額</p> <p>(2) 扶養遺族である子（<u>前号に規定する子に限る。</u>）が1人ある場合 法律第51号附則第14条第1項第2号に掲げる額</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(香川県青少年保護育成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 次の各号に掲げる者については、第1条の規定による改正後の香川県青少年保護育成条例第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号。以下「改正法」という。)附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により成年に達したものとみなされる者
 - (2) 改正法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により成年に達したものとみなされる者
(香川県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 改正法の施行の日の前日において香川県恩給条例第52条第1項第1号に規定する扶助料について第3条の規定による改正前の香川県恩給条例等の一部を改正する条例附則第10条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する香川県恩給条例第52条第3項及び第3条の規定による改正後の香川県恩給条例等の一部を改正する条例(以下この項において「新昭和51年恩給条例等改正条例」という。)附則第10条第1項の規定の適用については、香川県恩給条例第52条第3項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」と、新昭和51年恩給条例等改正条例附則第10条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子(18歳以上20歳未満の子(婚姻した子を除く。))にあつては、重度障害の状態にある者に限る。)」と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

第11号

香川県恩給条例の一部を改正する条例議案

香川県恩給条例（昭和29年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（恩給権の譲渡、担保の禁止）</p> <p>第13条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。</p> <p>2 略</p>	<p>（恩給権の譲渡、担保の禁止）</p> <p>第13条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。<u>ただし、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている恩給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る恩給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例議案

香川県自然海浜保全条例（昭和55年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自然海浜保全地区の指定等) 第4条 略</p> <p>(1) <u>水際線付近又はその水深がおおむね20メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然（以下この号において「砂浜等」という。）の状態が維持されているもの（<u>損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。</u>）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～9 略</p>	<p>(自然海浜保全地区の指定等) 第4条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち、次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p>(1) 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの</p> <p>(2) 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの</p> <p>2～9 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第13号

香川県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県民生委員定数条例（平成26年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
略		民生委員の定数は、次の表のとおりとする。	
市町の区域	定数	市町の区域	定数
丸亀市	<u>205人</u>	丸亀市	<u>204人</u>
略		略	
三木町	<u>53人</u>	三木町	<u>52人</u>
略		略	

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

香川県看護学生修学資金貸付条例及び香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例議案

(香川県看護学生修学資金貸付条例の一部改正)

第1条 香川県看護学生修学資金貸付条例(昭和38年香川県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(貸付契約の解除及び貸付けの休止)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなくて第11条に規定する学業成績表を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時停止することができる。</p> <p style="text-align: center;">(学業成績表の提出)</p> <p>第11条 修学生は、規則の定めるところにより、毎年学業成績表を知事に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(貸付契約の解除及び貸付けの休止)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなくて第11条に規定する学業成績表又は健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時停止することができる。</p> <p style="text-align: center;">(学業成績表等の提出)</p> <p>第11条 修学生は、規則の定めるところにより、毎年学業成績表及び健康診断書を知事に提出しなければならない。</p>

(香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部改正)

第2条 香川県獣医学生修学資金貸付条例(平成4年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(貸付けの決定の取消し等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなくて第10条に規定する学業成績表を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時保留することができる。</p> <p style="text-align: center;">(学業成績表の提出)</p> <p>第10条 修学生は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表を知事に提</p>	<p style="text-align: center;">(貸付けの決定の取消し等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなくて第10条に規定する学業成績表又は健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時保留することができる。</p> <p style="text-align: center;">(学業成績表等の提出)</p> <p>第10条 修学生は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表及び健康診</p>

出しなければならない。

断書を知事に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

香川県立学校条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(設置) 第1条 略			(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、中学校、高等学校及び特別支援学校を次の表のとおり設置する。		
県立学校の種類	名 称	位 置	県立学校の種類	名 称	位 置
略			略		
特別支援学校	<u>香川県立小豆島みんなの支援学校</u>	<u>小豆郡小豆島町</u>	特別支援学校	香川県立香川東部養護学校	さぬき市
	香川県立香川東部養護学校	さぬき市		略	
	略			略	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第16号

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例議案

香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第10条 事業者は、その使用し、又は使用していた労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、暴力団排除通報（次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該各号に定める事業者又は当該事業者の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。））、従業員、代理人その他の者について、この条例の規定に違反することとなる行為等暴力団の排除に支障を及ぼすこととなる行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を県に通報することをいう。以下同じ。）をしたことを理由として、当該労働者に対して、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(1) <u>労働者又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は自ら使用していた事業者（次号に定める事業者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の役務の提供を受け、又は受けていた事業者</u></p> <p>(3) <u>前2号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者</u></p> <p>(4) <u>役員 当該役員に職務を行わせる事業者又は当該事業者が他の事業</u></p>	<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第10条 事業者は、その使用し、又は使用していた労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、暴力団排除通報（<u>労働者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する労務提供先をいう。以下同じ。）</u>）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、この条例の規定に違反することとなる行為等暴力団の排除に支障を及ぼすこととなる行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を県に通報することをいう。以下同じ。）をしたことを理由として、当該労働者に対して、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>

者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

2 事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）を解除し、又は当該派遣労働者に対して、当該派遣労働者に係る労働者派遣をする事業者が当該派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業者は、その職務を行わせ、又は行わせていた役員が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該役員に対して、報酬の減額その他不利益な取扱い（解任を除く。）をしてはならない。

2 事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）を解除し、又は当該派遣労働者に対して、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）をする事業者が当該派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第17号

職員の服務の宣誓に関する条例及び香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、一般職員にあつては規則、警察職員にあつては公安委員会規則、公立学校職員にあつては教育委員会規則で定める様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>、一般職員にあつては規則、警察職員にあつては公安委員会規則、公立学校職員にあつては教育委員会規則で定める様式による宣誓書に署名してからでなければ<u>その職務を行つてはならない</u>。</p> <p>2 略</p>

(香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年香川県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公安委員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに公安委員となった者は、別記様式による宣誓書を<u>知事に提出</u>してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p>	<p>(公安委員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに公安委員となった者は、<u>知事の面前において</u>、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p> <p>(ア) <u>その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「<u>特定職</u>」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 略</p> <p style="padding-left: 40px;">イ・ウ 略</p> <p style="text-align: center;">(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p>	<p style="text-align: center;">(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) <u>その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</p> <p style="padding-left: 40px;">イ・ウ 略</p> <p style="text-align: center;">(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則</u></p>

で定める非常勤職員

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当) 第23条 略</p> <p>(1)～(7) 略 <u>(8) 夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）を置く中学校の職員が本務として夜間学級の業務に従事する場合</u> 2 略</p>	<p>(特殊勤務手当) 第23条 職員が次に掲げる勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。 (1)～(7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
 (義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)
- 2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 略</p> <p>(1) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。第21条の2、<u>第23条（同条第1項第8号に係るものに限る。）</u>、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。） (2)～(9) 略</p>	<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。第21条の2、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。） (2)～(9) 略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から第21条まで、<u>第22条、第22条の2、第23条(同条第1項第8号に係るものに限る。)</u>、第24条の6及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から第21条まで、第22条、第22条の2、第24条の6及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2・3 略</p>

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数) 第3条 略</p> <p>(1) 県立学校職員 <u>2,495人</u></p> <p>(2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,524人</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(定数) 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校職員 <u>2,527人</u></p> <p>(2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,560人</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第21号

香川県産業基盤造成基金条例の一部を改正する条例議案

香川県産業基盤造成基金条例（昭和39年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 近代産業の育成に必要な立地条件の整備及び観光資源の開発促進に必要な事業並びに東京都及びその周辺地域における拠点機能の確保に関する事業の財源に充てるため、香川県産業基盤造成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。</p> <p>(処分) 第5条 略</p> <p>(1)～(4) 略 <u>(5) 東京都及びその周辺地域における情報発信・収集機能、交流機能その他の拠点機能の確保に関する事業の財源に充てる場合</u></p>	<p>(設置) 第1条 近代産業の育成に必要な立地条件の整備及び観光資源の開発促進に必要な事業の財源に充てるため、香川県産業基盤造成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て) 第2条 基金は、各会計年度末において、一般財源に余裕がある場合に積み立てるものとし、その額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。</p> <p>(処分) 第5条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。 (1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

香川県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案

香川県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法第81条の2第1項の事業に要する経費の財源に充てる場合<u>並びに</u>同条第2項及び第4項の規定により特別会計に繰り入れる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(財政安定化基金拠出金)</p> <p>第8条 <u>法第81条の2第5項</u>の規定により各年度において徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 平成30年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間における第6条の規定の適用については、同条中「事業」とあるのは「事業又は法附則第25条に規定する資金の交付」と、「同条第2項」とあるのは「法第81条の2第2項」とする。</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法第81条の2第1項の事業に要する経費の財源に充てる場合<u>及び</u>同条第2項の規定により特別会計に繰り入れる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(財政安定化基金拠出金)</p> <p>第8条 <u>法第81条の2第4項</u>の規定により各年度において徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 平成30年4月1日から<u>平成36年3月31日</u>までの間における第6条の規定の適用については、同条中「事業」とあるのは「事業又は法附則第25条に規定する資金の交付」と、「同条第2項」とあるのは「法第81条の2第2項」とする。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第23号

第2期かがわ創生総合戦略の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第2期かがわ創生総合戦略を変更することについて、議会の議決を求める。

第24号

香川県県有公共施設等総合管理計画の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県県有公共施設等総合管理計画を変更することについて、議会の議決を求める。

第25号

香川県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第1項の規定により、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで香川県の公金の収納及び支払の事務を次の金融機関に取り扱わせる。

記

高松市亀井町5番地の1 株式会社百十四銀行

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議決を求める。

記

1	売却物件	土地			
		東京都港区三田一丁目5番1号	外5筆 宅地		5,217.66 m ²
		建物			
		(東京讃岐会館)			
		鉄筋コンクリート造地下1階12階建て	1棟 延床面積		3,283.14 m ²
		鉄筋コンクリート造地下1階3階建て	1棟 延床面積		1,046.29 m ²
		コンクリートブロック造平屋建て	1棟 延床面積		6.01 m ²
		木造2階建て	1棟 延床面積		51.06 m ²
		木造平屋建て	1棟 延床面積		17.12 m ²
		軽量鉄骨造平屋建て	1棟 延床面積		29.16 m ²
		(職員住宅)			
		鉄筋コンクリート造地下1階3階建て	2棟 延床面積		979.00 m ²
		鉄筋コンクリート造地下3階建て	1棟 延床面積		386.98 m ²
2	売却金額	8,036,326,000円			
3	売却先	東京都港区三田一丁目4番80号			
		三田小山町西地区市街地再開発組合			

第27号

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|--------|--------------|--------------------------|
| 1 売却物件 | 高松市朝日新町1番63 | |
| | 雑種地 | 24,682.48 m ² |
| 2 売却金額 | 422,070,408円 | |
| 3 売却先 | 高松市天神前10番12号 | |
| | 株式会社合田不動産 | |

権利の放棄について

県立中央病院及び県立白鳥病院に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区 分	調 定 年 度	主 た る 債 務 者	放 棄 す る 権 利 の 内 容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

第29号

流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和4年度において県が行う流域下水道の維持管理等に要する費用の負担に関し、次のとおり当該市町に対して負担させることについて、議会の議決を求める。

記

中讃流域下水道

(1) 大東川処理区

市 町 名	負 担 額
丸 亀 市	流入水量に1立方メートル当たり72円66銭を乗じて得た額
坂 出 市	同 上
宇 多 津 町	同 上
綾 川 町	同 上

(2) 金倉川処理区

市 町 名	負 担 額
善 通 寺 市	流入水量に1立方メートル当たり64円06銭を乗じて得た額
琴 平 町	同 上
多 度 津 町	同 上
まんのう町	同 上

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件名 県道高松坂出線（五色台工区）道路改築工事（五色台トンネル）（坂出側工区）
- 2 工事場所 坂出市青海町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 3,023,539,200円
- 5 工事請負人 高松市片原町11番地1

安藤・間・真部特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社安藤・間四国支店

支店長 田邊 裕之

株式会社真部組

代表取締役 真部 知典

第31号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）建築工事
- 2 工事場所 高松市サンポート
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 12,527,956,100円
- 5 工事請負人 高松市中央町11番11号
大林・合田・菅特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社大林組四国支店
執行役員支店長 佐々木 嘉仁
株式会社合田工務店
代表取締役 森田 紘一
株式会社菅組
代表取締役 菅 徹夫

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）空調設備工事
- 2 工事場所 高松市サンポート
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 1,994,842,300円
- 5 工事請負人 高松市兵庫町8番地1

三建設備・三喜工事・雉鳥工業特定建設工事共同企業体

代表者 三建設備工業株式会社四国営業所

所 長 白川 洋

三喜工事株式会社

代表取締役 菊井 雄二

雉鳥工業株式会社

代表取締役 渡邊 浩徳

第33号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件名 新香川県立体育館（仮称）電気設備工事
- 2 工事場所 高松市サンポート
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 1,853,872,900円
- 5 工事請負人 高松市花ノ宮町二丁目3番9号
四電工・三和電業特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社四電工
取締役社長 関谷 幸男
三和電業株式会社
代表取締役 山地 一慶

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件名 新香川県立体育館（仮称）給排水衛生設備工事
- 2 工事場所 高松市サンポート
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 794,860,000円
- 5 工事請負人 観音寺市坂本町七丁目2番10号

三宅産業・織田設備建設共同企業体

代表者 三宅産業株式会社

代表取締役 三宅 慎二

織田設備株式会社

代表取締役 織田 将男

第35号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和4年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 11,682,000円を上限とする金額 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 高松市昭和町二丁目5番3-101号 J. CREST高松昭和町
氏 名 山崎 泰志
資 格 公認会計士 |

住 所	住 宅	氏 名

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和4年1月20日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

令和3年度香川県一般会計補正予算

令和3年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,545,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ539,281,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 100,467,174	千円 3,545,990	千円 104,013,164
	2 国庫補助金	75,328,767	3,545,990	78,874,757
歳入合計		535,735,764	3,545,990	539,281,754

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 74,523,218	千円 3,545,990	千円 78,069,208
	1 商工業費	68,825,224	3,545,990	72,371,214
歳出合計		535,735,764	3,545,990	539,281,754

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
7 商 工 費			千円 3,545,990
	1 商 工 業 費		3,545,990
		香 川 県 営 業 時 間 短 縮 協 力 金 (第 9 次)	3,545,990
計			3,545,990